

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○指定代理納付者の指定	(税 務 課)	一
○ふるさと宮城寄附金の収納事務の委託	(同)	一
○県税等の収納事務の委託	(同)	一
○救急医療機関の認定	(医療政策課)	二
○特定計量器の定期検査の実施	(産業立地推進課)	二
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課)	二
○土砂災害警戒区域の指定	(同)	五
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件)	(都市計画課)	五
○市街地再開発組合の解散の認可	(同)	六
公 告		
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の中止の公告	(林業振興課)	六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	(森林整備課)	六
○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正		六
○警備業法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施		六
○石巻市道元明神大街道東二丁目線1号事件審理の開催		八
○県道女川牡鹿線飯子浜2号事件審理の開催		八

ページ

告 示

○仙塩広域都市計画植松田高線事件審理の開催
○一般国道三百九十八号雄勝2号事件審理の開催

九 九

○宮城県告示第四百四十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

令和二年五月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社トラストバンク 東京都目黒区青葉台三丁目六番二十八号

二 指定代理納付者に納付させることができる歳入の種類

寄附金(ふるさと宮城寄附金に限る。)

三 指定期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百四十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八條第一項の規定により、ふるさと宮城寄附金の収納事務を令和二年三月三十一日次のとおり委託した。

令和二年五月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

東京都目黒区青葉台三丁目六番二十八号

株式会社トラストバンク

二 委託期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百四十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八條の二第一項の規定により、県税等の収納事務を令和二年四月一日次のとおり委託した。

令和二年五月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託した税目

1 納税通知書、納付書、督促状、催告書及び減額通知書により徴収する次の税目

個人の事業税

不動産取得税

自動車税種別割(令和元年度以前に課した又は課すべき自動車税を含む。)

鉾区税

2 納付額又は納入額が確定した徴収金について、納付書、督促状及び催告書により徴収する次の税目

法人の県民税

県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割

法人の事業税(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)及び地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)の規定により法人

の事業税の例によることとされる特別法人事業税及び地方法人特別税を含む。)

県たばこ税

ゴルフ場利用税

自動車取得税

軽油引取税

自動車税環境性能割

産業廃棄物税

二 委託の相手方

東京都江東区豊洲三丁目三番三号 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

東京都千代田区二番町八番地八 株式会社セブン・イレブン・ジャパン

東京都品川区大崎一丁目十一番二号 株式会社ローソン

東京都港区芝浦三丁目一番二一號 株式会社ファミリーマート

東京都千代田区岩本町三丁目十番一號 山崎製パン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 ミニストップ株式会社

東京都中央区日本橋一丁目一番一號 国分グローブスチェーン株式会社

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一 株式会社ポプラ

北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十一番地 株式会社セイコーマート

東京都港区港南二丁目八番二十七号 株式会社しんきん情報サービス

三 委託期間

令和二年四月一日から令和五年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百四十八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和二年五月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人香木会 伊藤病院	仙台市青葉区二日町八番八号	令和二年五月二十四日	令和五年五月二十三日
社会医療法人将道会 総合南東北病院	岩沼市里の杜二丁目二番五号	令和二年五月二十四日	令和五年五月二十三日
医療法人医徳会 真壁病院	東松島市矢本字鹿石前百九番地四	令和二年五月二十四日	令和五年五月二十三日

○宮城県告示第四百四十九号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和二年五月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
令和二年七月六日	美里町 小牛田	午前十時三十分から午後二時まで	美里町役場本庁舎裏倉庫
同 七月七日	美里町 南郷	午前十時三十分から午後二時まで	美里町役場南郷庁舎東側車庫
同 七月十三日	女川町 全 域	午前十時三十分から午後二時まで	女川町庁舎
同 七月十四日	女川町 全 域	午前十時三十分から午後二時まで	女川町庁舎
同 七月十五日	女川町 出 島	午前十時三十分から午後二時まで	出島地区仮施設(番屋)
同 七月二十七日	角田市 全 域	午前十時三十分から午後二時三十分まで	角田市市民センター
同 七月二十八日	角田市 全 域	午前十時三十分から午後二時三十分まで	角田市市民センター

○宮城県告示第四百五十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）
 第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区
 域に指定する。

令和二年五月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
西八幡沢	土石流	気仙沼市西八幡前、大岩井山（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城県気仙沼土木 事務所
白石三の沢	土石流	気仙沼市白石（次の図のとおり）		
白石二の沢	土石流	気仙沼市白石（次の図のとおり）		
白石沢	土石流	気仙沼市白石（次の図のとおり）		
両沢下の沢	土石流	気仙沼市東中才（次の図のとおり）		
東中才北の沢	土石流	気仙沼市東中才、大峠山（次の図のとおり）		
住宅南沢	土石流	気仙沼市東中才（次の図のとおり）		
東八幡前沢	土石流	気仙沼市東八幡前（次の図のとおり）		
大峠山沢	土石流	気仙沼市大峠山、東八幡前（次の図のとおり）		
久保沢	土石流	気仙沼市久保（次の図のとおり）		
川上沢1	土石流	気仙沼市川上（次の図のとおり）		
川上沢2	土石流	気仙沼市川上（次の図のとおり）		
川上沢3	土石流	気仙沼市川上（次の図のとおり）		
川上沢4	土石流	気仙沼市川上、小芦（次の図のとおり）		
名木沢	土石流	気仙沼市名木沢（次の図のとおり）		

川崎尻沢	土石流	気仙沼市川崎尻、前木（次の図のとおり）
柳沢	土石流	気仙沼市柳沢、下八瀬（次の図のとおり）
切通沢	土石流	気仙沼市切通（次の図のとおり）
松川沢	土石流	気仙沼市松川（次の図のとおり）
漆原沢	土石流	気仙沼市本吉町漆原、尾田（次の図のとおり）
尾田沢	土石流	気仙沼市本吉町尾田、宮内（次の図のとおり）
中沢	土石流	気仙沼市本吉町中沢（次の図のとおり）
尾持沢	土石流	気仙沼市本吉町西川内、東川内（次の図のとおり）
平山沢	土石流	気仙沼市本吉町上川内、西川内（次の図のとおり）
曾坊堂沢	土石流	気仙沼市本吉町上川内、中川内（次の図のとおり）
狼の倉沢	土石流	気仙沼市本吉町狼の巣、東川内（次の図のとおり）
狼の倉沢2	土石流	気仙沼市本吉町狼の巣、東川内（次の図のとおり）
高沢1	土石流	気仙沼市本吉町高、大朴木（次の図のとおり）
高沢2	土石流	気仙沼市本吉町高、大朴木（次の図のとおり）
高沢3	土石流	気仙沼市本吉町高、大朴木（次の図のとおり）
高沢4	土石流	気仙沼市本吉町高、大朴木（次の図のとおり）
高沢5	土石流	気仙沼市本吉町高、大朴木、高瀬ヶ森（次の図のとおり）
大朴木沢	土石流	気仙沼市本吉町高瀬ヶ森、大朴木（次の図のとおり）
狼の巢沢	土石流	気仙沼市本吉町狼の巣、坊の倉（次の図のとおり）

1 東八幡前の切通	太田二丁目	蔵底	太田二丁目の3	中瀬片浜	田中前	目原田二丁目	笹が陣	福美町	三日町三丁目	三日町二丁目	三日町一丁目	化粧坂	古町一丁目	館山一丁目	西舞根沢	浦沢4	神止沢	狼の巣沢2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流
気仙沼市東八幡前(次の図のとおり)	気仙沼市切通、柳沢(次の図のとおり)	気仙沼市太田二丁目(次の図のとおり)	気仙沼市柴町、新浜町一丁目(次の図のとおり)	気仙沼市太田二丁目(次の図のとおり)	気仙沼市松崎中瀬、松崎片浜(次の図のとおり)	気仙沼市田中(次の図のとおり)	気仙沼市笹が陣、沢田(次の図のとおり)	気仙沼市福美町(次の図のとおり)	気仙沼市三日町三丁目、化粧坂(次の図のとおり)	気仙沼市三日町二丁目、沢田、八日町二丁目(次の図のとおり)	気仙沼市三日町一丁目、福美町(次の図のとおり)	気仙沼市化粧坂、古町一丁目、新町、館山一丁目(次の図のとおり)	気仙沼市古町一丁目、古町三丁目(次の図のとおり)	気仙沼市唐桑町西舞根、東舞根(次の図のとおり)	気仙沼市唐桑町浦(次の図のとおり)	気仙沼市唐桑町中井(次の図のとおり)	気仙沼市本吉町狼の巣、坊の倉(次の図のとおり)	

上鮎立	猪の鼻の3	3 津谷桜子の	2 津谷桜子の	岳ノ下の2	岳ノ下の1	狼の巣	日門	館山一丁目	川上	西八幡前	2 東八幡前の	西中才	上東側	2 上東側根の	1 上東側根の	白石の2	白石	小々汐の3	下八瀬の2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
気仙沼市唐桑町上鮎立(次の図のとおり)	気仙沼市本吉町猪の鼻、松ヶ沢(次の図のとおり)	気仙沼市本吉町津谷桜子(次の図のとおり)	気仙沼市本吉町津谷桜子(次の図のとおり)	気仙沼市本吉町岳の下(次の図のとおり)	気仙沼市本吉町坊の倉(次の図のとおり)	気仙沼市本吉町九多丸(次の図のとおり)	気仙沼市館山一丁目(次の図のとおり)	気仙沼市川上(次の図のとおり)	気仙沼市西八幡前、蔵底(次の図のとおり)	気仙沼市東八幡前(次の図のとおり)	気仙沼市西中才、東中才(次の図のとおり)	気仙沼市上東側(次の図のとおり)	気仙沼市上東側根、上西側(次の図のとおり)	気仙沼市白石(次の図のとおり)	気仙沼市白石(次の図のとおり)	気仙沼市小々汐(次の図のとおり)	気仙沼市下八瀬(次の図のとおり)		

出山	急傾斜地の崩壊	気仙沼市唐桑町出山、港（次の図のとおり）
館の2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市唐桑町館（次の図のとおり）
馬場の1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市唐桑町馬場、明戸（次の図のとおり）
馬場の2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市唐桑町馬場（次の図のとおり）
浦の3	急傾斜地の崩壊	気仙沼市唐桑町浦（次の図のとおり）
西舞根	急傾斜地の崩壊	気仙沼市唐桑町西舞根（次の図のとおり）
藤浜の2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市唐桑町宿浦（次の図のとおり）
神止	急傾斜地の崩壊	気仙沼市唐桑町中井（次の図のとおり）
鴨木の1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市唐桑町中井（次の図のとおり）
鴨木の2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市唐桑町松圃（次の図のとおり）

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第四百五十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

令和二年五月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
小芦沢	土石流	気仙沼市小芦、落合（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県気仙沼土木事務所
本町沢2	土石流	気仙沼市本町二丁目（次の図のとおり）	
大洞沢	土石流	気仙沼市古町二丁目、古町四丁目（次の図のとおり）	

館下沢	土石流	気仙沼市本吉町館下、岳の下（次の図のとおり）
高金沢	土石流	気仙沼市本吉町館下、岳の下、小峰崎（次の図のとおり）
城木沢	土石流	気仙沼市本吉町館下、岳の下（次の図のとおり）
圃の沢	土石流	気仙沼市本吉町圃の沢、新圃の沢（次の図のとおり）
貝浜沢	土石流	気仙沼市唐桑町西舞根（次の図のとおり）
柏崎	急傾斜地の崩壊	気仙沼市柏崎、河原田二丁目（次の図のとおり）
鮪立の1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市唐桑町鮪立（次の図のとおり）

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第四百五十二号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年五月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画区域区分

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百五十三号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年五月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域
縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百五十四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定により、市街地再開発組合の解散について、次のとおり認可した。

令和二年五月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

名取駅前地区市街地再開発組合

二 事務所所在地

名取市増田二丁目四番二十六号

三 設立認可の年月日

平成二十八年三月三十日

四 解散認可の年月日

令和二年五月二十日

公 告

○令和二年五月一日付で公告した政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る一般競争入札を中止する。

令和二年五月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札を中止する事項

1 調達案件及び数量 令和二年度宮城県森林情報管理システム森林計画図等適正化業務 一式

2 履行期間 契約締結日の翌日から令和三年三月二十六日まで

3 履行場所 宮城県水産林政部林業振興課分室ほか

二 入札を中止する理由

仕様書の内容に錯誤があったため。

三 その他

この入札中止の内容についての問い合わせは、次のとおりとする。

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県水産林政部林業振興課地域林業振興班（担当 野田 隆紀 電話〇二二一二二一〇二九一四）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和二年五月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 令和二年度県有林管理業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 水産林政部森林整備課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 令和二年三月三十一日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 一般社団法人宮城県林業公社 仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号

五 契約金額 六千九百三十万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第二項第二号該当

選挙管理委員会

○宮選管告示第五十四号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

令和二年五月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

愛島東部仮設住宅団地集会所の項を削る。

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第69号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和2年5月26日

宮城県公安委員会委員長 佐藤 勘三郎

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

(1) 警備業務の区分
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）

(2) 実施期日

ア 新規取得講習

(ア) 第1回講習

令和2年7月1日（水）から同月10日（金）までの土、日曜日を除く8日間

(イ) 第2回講習

令和2年7月27日（月）から同年8月5日（水）までの土、日曜日を除く8日間

イ 追加取得講習

(ア) 第1回講習

令和2年7月6日（月）から同月9日（木）までの4日間

(イ) 第2回講習

令和2年7月30日（木）から同年8月4日（火）までの土、日曜日を除く4日間

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

3 受付人員

新型コロナウイルス感染症感染拡大対策のため、第1回講習及び第2回講習ともに新規取得講習及び追加取得講習あわせて20人程度とし、宮城県内に居住する者のみ受付の対象とする。

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申請受付日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定期則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定期則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事している者

エ 検定期則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申請受付日において、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、前記(1)～ア～オのいずれかに該当する者

5 事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する。

なお、1回の電話での受付は1人とする。

(2) 受付期間

ア 第1回講習

令和2年6月8日（月）から同月10日（水）までの3日間（6月8日から9日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで）

イ 第2回講習

令和2年6月22日（月）から同月26日（金）までの5日間（6月22日から25日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで）

なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。

6 受講手続

事前申込みにより予約番号を取得した者に対する受講手続は、次のとおり行う。

(1) 申請受付期間

ア 第1回講習

令和2年6月11日(木)から同月16日(火)までの土、日曜日を除く4日間(午前9時から午後5時まで)

イ 第2回講習

令和2年6月29日(月)から同年7月3日(金)までの5日間(午前9時から午後5時まで)

(2) 申込書の提出先

事前申込みの際に警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。

なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通(追加取得講習受講者のみ)

ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通

エ 前記4-(1)-アに該当する者

最近5年間に、1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(イ) 前記4-(1)-イに該当する者

1級検定の合格証明書の写し

(ウ) 前記4-(1)-ウに該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(エ) 前記4-(1)-エに該当する者

旧1級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し

(オ) 前記4-(1)-オに該当する者

旧2級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例(平成12年宮城県条例第21号)第2条第1項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては47,000円、追加取得講習受講者にあつては23,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

7 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
一般社団法人宮城県警備業協会

8 その他

(1) 講習については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況により、延期又は中止となる場合がある。

(2) 受講に当たっては、感染症等予防対策(マスクの着用、会場入場前の手洗い等)を行うこと。

(3) 講習の休憩時間等に他の受講者との不要な接触は控えること。

(4) 講習日初日から起算して2週間前に海外(感染流行国)又は国内の感染流行地域への渡航歴、移動歴のある者の受講は認めない。

(5) 発熱者や体調不良者等については、受講を認めない。

9 講習に関する問い合わせ先

警察本部生活安全部生活安全企画課

(電話番号022-221-7171 内線3054・3055)

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第18号

石巻市起業の市道元明神大街道東二丁目線新設工事(宮城県石巻市門脇字元明神地内から同市門脇字浦屋敷地内まで及び同市大街道東三丁目地内から同市大街道東二丁目地内まで)及びこれに伴う市道付替工事について、土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開始する。

令和2年5月26日

宮城県収用委員会

1 日時 令和2年7月17日(金)午後4時から

2 場所 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県 行政庁舎9階 第一会議室

3 審理事項 本事件に関する起業者並びに土地所有者及び関係人に対する審問等

○宮城県収用委員会告示第19号

宮城県起業の県道女川牡鹿線改築工事(飯子浜工区・宮城県牡鹿郡女川町大石原浜字向地内から同町飯子浜字夏浜地内まで)及びこれに伴う町道付替工事に係る土地収用事件(県道女川牡鹿線飯子浜2号事件)について、土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開始する。

令和2年5月26日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 1 日時 令和2年7月17日(金) 午後2時から
- 2 場所 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県 行政庁舎9階 第一会議室
- 3 審理事項 本事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等

○宮城県収用委員会告示第20号

宮城県起業の仙塩広域都市計画道路事業3・5・190号植松田高線に係る土地収用事件(仙塩広域都市計画植松田高線事件)について、土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開始する。

令和2年5月26日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 1 日時 令和2年6月26日(金) 午後4時から
- 2 場所 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県 行政庁舎9階 第一会議室
- 3 審理事項 本事件に関する起業者並びに土地所有者に対する審問等

○宮城県収用委員会告示第21号

宮城県起業の一般国道388号改築工事(雄勝道路・宮城県石巻市雄勝町雄勝字唐桑地内から同市雄勝町雄勝字寺地内まで)に係る土地収用事件(一般国道388号雄勝2号事件)について、土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開始する。

令和2年5月26日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 1 日時 令和2年8月21日(金) 午後2時から
- 2 場所 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県 行政庁舎9階 第一会議室
- 3 審理事項 本事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等